平成２１年（フ）第４３６７号
札幌市西区発寒４条４丁目８番18号　マンションきく２号201号
債務者　柳谷　榮子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８１号
北海道恵庭市黄金南４丁目17番地の８
債務者　中野　和枝
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９５号
札幌市手稲区前田５条８丁目２番１―412号
債務者　辻田　和子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１号
北海道留萌市沖見町２丁目33番地
債務者　岡垣　昌彦
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第５２号
北海道留萌市見晴町４丁目223番地
債務者　伊藤　誠子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第５号
群馬県太田市矢場新町142番地６
債務者　濱田久留美
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４９２号
群馬県高崎市上佐野町921番地
債務者　横田　由美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４９７号
群馬県高崎市箕郷町西明屋135番地
債務者　小山　秀作
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７５０号
埼玉県所沢市大字牛沼292番地の８　ドゥエル所沢Ｂ―101
債務者　奥山　　純
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６１号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地５―1403
債務者　杉澤　静江
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６５号
埼玉県入間市扇町屋４丁目８番21号　テラス吉原Ａ―101
債務者　高田　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７８４号
埼玉県入間市大字小谷田121番地１　コーポ八坂102、前住所埼玉県飯能市大字川寺252番地１　アクトヒルズ飯能201号
債務者　本山　直巳
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５号
埼玉県入間市豊岡４丁目７番20号　プレミアムＤ―202
債務者　小宮山　勉
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１号
埼玉県所沢市中新井１丁目134番地の３　メゾンカテリーナ201
債務者　高橋　直人
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８６０号
神奈川県平塚市東中原２丁目５番15―404号　市営住宅
債務者　佐藤　佳一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９０６号
神奈川県秦野市清水町７番６号
債務者　稲本　　寿
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９１５号
神奈川県平塚市松風町17番７号　コーポ海遊101号
債務者　清水　邦夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５７２号
静岡県三島市光ケ丘２丁目23番地　県営光ヶ丘団地１―103
債務者　長谷川強志
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係